

○ 総務省告示第三百五十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第五項第四号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十二日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕 〔新設〕
〔二の二 法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等を増加させないで、規則第七十条第一項第四号又は同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするとき〕	〔三・三の二 略〕
〔三の三 法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等の範囲内において、一部の時間帯に、当該衛星基幹放送の業務が超高精細度テレビジョン放送を行うものである場合にあつては複数の超高精度度テレビジョン放送を同時にい、又は当該衛星基幹放送の業務が超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を行うものである場合にあつては複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を行なうため、その指定された伝送容量等及び走査方式等を変更しようとするとき〕	〔四・七 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重縦線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。